

○國學院大學大学院奨学金制度規程（大学院学則第38条）

平成15年12月17日

（目的）

第1条 國學院大學大学院学生のうち、特に経済的な困難を抱えている者を支援するための奨学金（以下「経済支援型奨学金」とする）を支給する。また、國學院大學大学院学生のうち、特に学業に優れた者を奨励するための奨学金（以下「学業奨励型奨学金」とする）を支給する。なお、制度の趣旨に鑑み、当該課程の標準修業年限を超えて在学している者は対象外とする。

（経済支援型奨学金と学業奨励型奨学金）

第2条 経済支援型奨学金は次のとおりとする。

- (1) 経済支援型奨学金は、経済的困難の程度に応じて支給を行う。
- (2) 経済的困難の程度の判定に関しては、世帯の収入、世帯人数、必要経費並びにその他の特別の事情等を考慮するものとする。具体的な基準と支給額に関しては、奨学金選考委員会の議を経て、別に定める。
- (3) 受給者の数については、奨学金選考委員会が定めるものとする。
- (4) 「私費外国人留学生授業料減免」の対象となる外国人留学生は支給の対象外とする。

2 学業奨励型奨学金は次のとおりとする。

- (1) 学業奨励型奨学金は、学業の優秀さに応じて支給を行う。
- (2) 学業の優秀さの判定に関しては、学部及び大学院での成績、公刊論文の数及び質、研究会報告の数及び質、研究計画の内容、論文の執筆状況、その他の特別の事情を勘案する。具体的な基準と支給額に関しては、各研究科委員会の議を経て、別に定める。
- (3) 各研究科の受給者の数については、研究科の定員及び在籍者数に応じて、奨学金選考委員会が定めるものとする。

（奨学金の申込）

第3条 奨学金の希望者は所定の願書を大学院事務課に提出しなければならない。

（選考方法）

第4条 奨学金の支給を希望する者に対する選考は下記のとおりに行うものとする。

(1) 経済支援型奨学金

第2条1項2号の基準に基づき、奨学金選考委員会が決定する。

(2) 学業奨励型奨学金

第2条2項2号の基準に基づき、奨学金選考委員会の議を経て、各研究科委員会が

決定する。

(採用の効力)

第5条 採用は当該年度限りとする。ただし、継続して採用することを妨げない。また、経済支援型奨学金と学業奨励型奨学金を重ねて支給することを妨げない。

2 採用された者が休学若しくは退学し、又は不適格と認められたときは、学年の途中においても支給を取り消すことができる。

3 第2項及び本大学院学則第37条第2項の適用を受けた者は、当該年度に支給された奨学金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。なお國學院大學大学院奨学生制度規程及び同制度規程施行細則は平成16年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。